



発 行 新 潟 県

号 外 1

令和 7 年10月29日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 主 要 目 次

## 告 示

950 知事指定薬物の指定（感染症対策・薬務課）

## 告 示

## ◎新潟県告示第950号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和 7 年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 知事指定薬物の名称

- (1) N－（2－メチルフェニル）－N－[1－（2－フェニルエチル）ピペリジン－4－イル] プロパンアミド（通称名：o r t h o－M e t h y l f e n t a n y l、o－M e t h y l f e n t a n y l）及びその塩類
- (2) 2－{2－[(4－エトキシフェニル)メチル]－5－メチル－1H－ベンゾ[d]イミダゾール－1－イル}－N，N－ジエチルエタン－1－アミン（通称名：5－M e t h y l e t o d e s n i t a z e n e、E t o m e t h a z e n e）及びその塩類
- (3) 3－[2－（ジメチルアミノ）エチル]－1H－インドール－4－イル＝プロピオナート（通称名：4－P r O－DMT）及びその塩類

## 2 指定の理由

条例第2条第6号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

## 3 指定の効力が発生する日

令和 7 年10月30日